

保護者のみなさまへ

新型コロナウイルス感染症にかかる対応について

保護者のみなさまにおかれましては、平素より本校学校教育の推進にご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の予防については、日頃よりお子さまの健康観察、手洗い、咳エチケットなど予防を心がけていただいているところです。

つきましては、現在の感染拡大の状況を踏まえ、改めて、新型コロナウイルス感染症に罹患または患の疑いのある場合の対応について、万が一に備え、下記のとおりお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も引き続き保健所との連携・指導のもと対応してまいります。また必要に応じて変更が生じる場合がありますが、その都度ご連絡申し上げますのでご了承ください。

記

○登校前の健康観察について

- ・登校前には、検温および健康観察を行い、発熱等かぜの症状がある場合は、登校せず自宅で休養し、必要に応じて医療機関で受診するようにしてください。
- ・登校後に体調不良をきたした場合は、学校から連絡しますので、お迎えのうえ、速やかに医療機関を受診してください。(状況により、保護者の同意を得て、学校で抗原検査を実施させていただく場合があります。なお、その場合でも、後で必ず医療機関を受診していただく必要があります。)

○新型コロナウイルス感染症の疑い等で登校をひかえていただく場合の対応について

次の場合は、必ず学校へ連絡し、家庭での休養をお願いします。いずれも欠席扱いとはいたしません。

●発熱・咳などのかぜ症状や下記の症状がみられる場合

- ・発熱、咳、のどの痛み・鼻水・鼻づまり・息苦しさ・だるさ・頭痛・腹痛・下痢・吐き気・嘔吐・関節痛・筋肉痛などの症状がある、におい・味がしない等、平常と異なる体調の場合は、家庭で休養し、医療機関を受診し医師が指示する期間まで家庭で休養してください。
- 医療機関を受診しなかった場合も、症状が治るまでは家庭で休養してください。

●お子さま、もしくは、同居家族が、濃厚接触者となった場合

●お子さま、もしくは、同居家族が、PCR検査や抗原検査を受検することとなった場合

●お子さま、もしくは、同居家族の感染が判明した場合

●同居家族に、感染症の疑いがある、または、かかりつけ医療機関等に相談すべき症状が見られる場合

○臨時休業の判断について

市教育委員会が保健所等と協議したうえで、以下の場合に臨時休業を行うことになります。

感染の拡大状況、児童生徒への影響等を踏まえて、学級あるいは学年・学校単位や期間などが判断されますので、その場合は改めて連絡させていただきます。

- ・学級閉鎖…学級内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ・学年閉鎖…複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合。
- ・学校全体の臨時休業…複数学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合。